

潮流

求められる公的金融の抜本改革

小泉改革の柱の一つである特殊法人改革が正念場にさしかかっている。当面、財政支出の大きい道路関係公団など先行7法人に改革の焦点が当てられているが、民主的手続きを経てこの面の見直しが進み、国民負担が軽減されれば、改革の一つの成果といえよう。

しかし、もう一つ忘れてならないのは、特殊法人等の資金調達を担う公的金融（郵便貯金・政府系金融機関）の市場型経済への抜本改革である。わが国金融システム活性化にとって銀行の不良債権処理も大きな課題ではあるが、不良債権処理が済んでも「公的金融の民業圧迫が改められない限り、民間金融機関の経営環境は改善しない」との指摘も多い。

入り口の資金吸収面で、郵便貯金量は約250兆円、簡保資産は約110兆円と個人金融資産の35%と高いシェアを占め、自主運用開始により資金運用部への長期預託という金利・期間面での有利運用は廃止されたものの、各種税金や預貯金保険などの負担減免といった民間との競争条件の優位性は維持され、依然民業圧迫への批判が強い。このため公社化後の経営形態について、民間側には三事業の分割民営化の要望が強い。ただ民営化して貯金に対する国の保証がなくなった場合、国債など低リスク有価証券運用に偏重した郵貯の経営が成り立つのか。過少な資本で金利リスク、とくに金利上昇局面での大きなリスク（1%の上昇で10兆円の含み損発生との試算もある）に耐えられるかという不安がある。加えて、独占禁止法上の要請などから地域分割や三事業分割が行われれば、「範囲の利益」も失われ、収益性はさらに低下する。郵政公社の経営には、経営管理（収益管理・リスク管理体制）の拡充強化、経営の透明性と効率化要請、経営監視体制のあり方——業務に占める決済サービスのウェイトが高まれば決済システムの監視強化、等が指摘されている。

先般公表された郵政公社化研究会（総務相の私的懇談会）の中間報告案では、10百万円の貯金限度額が据え置かれるなど踏込んだ改革は示されておらず、民間の批判には答えていない。貯金限度額の大幅引下げにより民業を圧迫しない程度まで規模を縮小し、上記経営上の問題点をクリアできれば、民営化に拘ることはない。いかなる経営形態をとるにせよ、ネットワーク・インフラの活用など国民ニーズへの対応と国民負担の軽減、わが国金融システム強化の観点が重要である。

他方、出口部分の政府系金融機関についても、政策目的は達せられているとしても民業補完の範囲に逸脱がないかどうかの疑問は残る。事業運用面では債権の買取りや証券化、保証機能充実など従来の業務を超えた機能を果たす努力、資金調達の面で財政融資会計への依存脱却など、民業補完への方向付けが不十分である。その意味で、今般決定された住宅金融公庫廃止は一步前進であり、今後の進め方は一つの試金石となろう。

（理事研究員 荒巻 浩明）